

東淀川区区政会議の運営状況（対象期間 令和元年10月1日から令和2年9月30日まで）

区政会議の委員の定数の基準及び会議録等の公表等に関する規則第5条第1項第1号から第6号について、次のとおり公表します。

第1号関係

（1）対象期間において委員であった者の氏名及び委員であった期間

東淀川区区政会議委員名簿（敬称略・50音順）

氏名	推薦団体等	委員の期間
岩本 敬子	西淡路地活協	令和元年10月1日～令和2年9月30日
上杉 知永子	大隅東地活協	令和元年10月1日～令和2年9月30日
植原 孝廣	新庄地活協	令和2年5月1日～令和2年9月30日
上尾 敏雄	いたかの地活協	令和元年10月1日～令和2年9月30日
岡本 由美	小松地活協	令和元年10月1日～令和2年9月30日
小川 恵司	小松地活協	令和元年10月1日～令和2年9月30日
奥田 博美	豊新地活協	令和元年10月1日～令和2年9月30日
川崎 敦弘	豊新地活協	令和元年10月1日～令和2年9月30日
黒木 智之	下新庄地活協	令和元年10月1日～令和2年9月30日
佐藤 弘	新庄地活協	令和元年10月1日～令和2年4月30日
佐野 一廣	公募委員	令和元年10月1日～令和2年9月30日
塩見 佳代子	淡路地活協	令和元年10月1日～令和2年9月30日
新庄 聡美	下新庄地活協	令和元年10月1日～令和2年9月30日
高瀬 恒美	公募委員	令和元年10月1日～令和2年9月30日
建部 公美	豊里南地活協	令和元年10月1日～令和2年9月30日
田中 裕	大桐地活協	令和元年10月1日～令和2年9月30日
堤下 哲也	菅原地活協	令和元年10月1日～令和2年9月30日
床田 淳子	啓発地活協	令和元年10月1日～令和2年9月30日
富岡 淳子	公募委員	令和元年10月1日～令和2年9月30日
中根 徹	大道南地活協	令和元年10月1日～令和2年9月30日
長野 秀子	豊里地活協	令和元年10月1日～令和2年9月30日
野掛 みゆき	啓発地活協	令和元年10月1日～令和2年9月30日
濱田 和巳	豊里地活協	令和元年10月1日～令和2年9月30日
東田 卓也	公募委員	令和元年10月1日～令和2年9月30日
藤野 進	公募委員	令和元年10月1日～令和2年9月30日
堀 智佐子	公募委員	令和元年10月1日～令和2年9月30日
前川 誠二	大隅東地活協	令和元年10月1日～令和2年9月30日
升田 信恵	新庄地活協	令和元年10月1日～令和2年9月30日
眞継 義博	公募委員	令和元年10月1日～令和2年9月30日
宮園 深雪	大桐地活協	令和元年10月1日～令和2年9月30日
森田 敏広	菅原地活協	令和元年10月1日～令和2年9月30日
門田 宏	東淡路・柴島地活協	令和元年10月1日～令和2年9月30日

山内 泰典	公募委員	令和元年10月1日～令和2年9月30日
山口 啓行	淡路地活協	令和元年10月1日～令和元年11月20日
山下 英治	公募委員	令和元年10月1日～令和2年9月30日
矢森 茂一	豊里南地活協	令和元年10月1日～令和2年9月30日
行澤 嘉晃	西淡路地活協	令和元年10月1日～令和2年9月30日
吉田 智子	大隅西地活協	令和元年10月1日～令和2年9月30日
渡邊 美穂	いたかの地活協	令和元年10月1日～令和2年9月30日

第2号、第3号関係

(2) 区政会議の開催の開催の日時及び場所並びに委員に意見を求めた事項

令和元年度 第2回 東淀川区区政会議開催概要

開催日時	場所	委員に意見を求めた事項	条例上の根拠規定
令和元年11月8日 午後7時～9時	東淀川区役所 3階区民ホール	令和2年度 東淀川区運営方針（素案）について	条例第5条第1項

令和2年度 第1回 東淀川区区政会議開催概要

開催日時	場所	委員に意見を求めた事項	条例上の根拠規定
令和2年7月31日 午後7時～8時	東淀川区役所 3階区民ホール	・令和元年度 東淀川区運営方針 自己評価について ・今後の取組の方向性について	条例第5条第1項

なお、条例第6条第2項の規定 請求により招集された会議開催は該当ありませんでした。

第4号関係

(3) 条例第9条第1項に基づき区長が講じた措置の内容

委員の意見	区長が講じた措置	条例上の規定根拠
【地活協の担い手発掘・各地域間の情報共有・職員の支援について (R2.2 部会)】 ・地域の人材発掘が課題であり、自分の地域でこういった地域活動が実施されているかを知らせることが、新しい担い手の発掘につながる。 ・地域担当職員の関わり方に地域差があり、関りが薄い地域があるのではないか。 ・地域連携の推進するために、各地域の情報を区役所が取りまとめて情報共有できるようにしてほしい。 ・順調でない指標は抜本的対策が必要なのでは。 ・生活そのものが、自助・共助につながる取組みをしてほしい。 ・共助の取組を推進していくために、地活協で大人と子どもの交流の場を増やす取組を実施し、区役所はその取組みを支援してほしい。 ・公園にある防災倉庫の設置や備品の補充に協力してくれる機関はないか。	・各地活協のSNSを区のHPにリンクさせたりして情報発信しているところであるが、今後は17地域のフォーラムといった情報共有できるような場の提供を考えてまいります。 ・プラン2.0のような大阪市統一の指標では測りきれない、各地域の特性や実情があることを踏まえて、地域課題を解決するために区として目標を再設定しているところであります。 ・共助の取組み促進として、子どもや参加していない大人を巻き込んでいくために、地活協がなにか、どういう地域活動をしているかといった情報を発信し、地域活動に参加してもらうために個別に対応してまいります。 ・当区職員は、地活協の補助金をはじめとする普段の地域活動を支援している地域課の職員と、避難所運営支援に特化している地域担当職員という、主に二つの体制で地域に関わっています。過去の災害の経験や勉強会・研修会を通じて、地域担当職員の災害時の対応能力の向上に努めているところです。地域づくりアドバイザーのスキル等を地域に知らせて気軽に相談してもらうなどして、地域との繋がりを深めてまいります。	条例第9条第1項
【地活協の担い手発掘・各地域間の情報共有・職員の支援について (R2.3 書面聴取)】 ・地域の人材発掘は、住民属性や生活様式に大きく左右され则认为。区外に勤務先がある住民には地域活動は縁遠いもの。根元の問題を見つけて課題設定の検討が必要。 ・対応方針にありましたように、17地域フォーラムでの情報交換と、地域づくりアドバイザーのお力をいただき、部会においても各地域行事への参加奨励の具体案を	・情報発信等のご意見につきましては、これまでも、東淀川区YouTube公式チャンネル等にて、各地域の活動を発信してまいりましたが、今後も地域活動協議会をはじめとした地域における活動の認知度向上に取り組むとともに、LINE等のSNSを積極的に活用し、次世代の担い手を発掘、地域活動に対する新たな支援を行ってまいります。 ・ボランティア養成講座の開催と充実につきましては、地域ボランティアを募集し、地域へ繋ぐ役割を担っている東淀	条例第9条第1項

考えたいです。 ・素晴らしいイベントを行ったとしても同じ人材で行っていたのでは廃れていく。いかにあたらしい人材を巻き込んで新しい担い手を発掘していくかが大切。イベントへの発信方法、参加後の関わり方をよく検討して、参加した人が増え、良かったという人が増え、人材が増えていくようなことを行っていく。 ・人口減少、労働が長期化（定年が伸びている）している為、新しい若手の担い手は集まりにくい。やりたいと思わない活動であれば一度見直すことも必要。前年行っていたからではなく、惰性になっていないか。その後必ず地域の為に何かできないかという人物は出てくる。 ・現在の人材発掘は、人とのつながりだけになってしまっている側面があると感じています。それだけではなくて、情報発信、特に SNS を活用して、地域に対する情報に敏感に反応してくれる人を見つけることも重要だと考えます。 ・次の担い手を探すきっかけとして、今の時代に合わせて SNS を活用すること、また、YouTube を使った動画による情報発信が有効だと考えます。そのために、まずは大阪市の他の区との違い・優位性をリサーチし、それに基づいた情報発信をしていくことが重要だと考えます。また、行動レベルに落とし込むことも重要で、最初は自分の地域だけでもいいので、実際に SNS を立ち上げてみて、どのような発信が反応が良いのか、コメントなどを拾い上げて活動を広げていくことが重要だと考えます。 ・地域ボランティアの受付や相談の窓口をつくり、地域へ繋ぐようにすべきか。そのための広報なども必要と考える。様々なボランティア養成講座の開催と充実をしてもらいたい。 ・空き家の活用を推進できればよいと思います。情報の収集とニーズとのマッチングがおこなえればよいと思うが…。相続され	川区社会福祉協議会との連携を図りながら、貢献活動に関心のある企業や個人等が、様々な形で区に関われる場の提供を考えてまいります。 ・「公民館」「コミュニティセンター」等のようなものの整備につきましては、区単独での設置ということは大変困難であるため、今後の検討課題として、市民局等に対して要望していきたいと考えています。 ・地域担当職員につきましては、避難所運営支援に特化した地域担当職員が、地域で活躍していただいているみなさまとの繋がりを深めることのできるよう、研修を充実するとともに、地域課職員・地域づくりアドバイザー・地域担当職員それぞれの立場から、各地域の特性や実情に寄り添った支援を継続してまいります。 ・上記以外についても大変貴重なご意見として受け止め、今後の施策の検討材料としていきたいと考えております。	
--	--	--

るであろう人への発信も必要ではないでしょうか。 ・地域の「老人憩いの家」や地域会館等の老朽化に伴い、その再構築についての議論等があるように聞いているが、この際、神戸市や衛星都市にあるような「公民館」「コミュニティセンター」等のようなものの整備を検討してはどうか？阪神淡路の震災支援の際、神戸市には職員常駐の「公民館」があり、避難所としても不十分ながら機能していた事に驚き大阪市との差を強く感じた。イメージで申し訳ないが地域の拠点として検討してほしい。もちろん区独自では困難かとは思っていますが。併せて区民会館の機能の見直しも必要かと考えます。 ・すぐに地域で反映される取り組みが必要。 ・地域担当職員の時間的空間的な制約もあり、関わり方のガイドラインを検討することが有用と考える。 ・2 つに分かれている地域担当職員が地域の地活の方と顔が見え心が通う関係を築けるような取り組みが必要。災害時に急に来られても「あなた誰？」となってしまう。職員さんには業務として位置づけ、方策を共に考えたい。 ・世代交代の時期を感じます。ホームページ、掲示板等を利用して地域のアピールが大事かと思います。地域担当職員がもっと関わってアドバイスがほしいです。 ・人材発掘に限らず各地域で課題と考えていることを（活動内容、広報、財源 etc.）担当職員・アドバイザーが地域と共有し、課題解決のため支援してほしい。）		
【区民まつりについて（R2.2 部会）】 今年度の区民まつりはとても良かった。今年度の改善点等を踏まえて新しい発想も取り入れ、来年度以降さらに盛り上がり良い。	区民まつりの実行委員会委員会に諮りながら、来年度以降もよりたくさんの方に楽しんでもらえるまつりとなるよう構成を考えてまいります。	条例第9条第1項

【区民まつり (R2.3 書面聴取)】 ・区民全員がなんらかの形で参加できる仕組みにしていってもらいたい。数年前の区民祭りは、踊りや町会単位の行列などに参加できない区民の方が圧倒的に多いのではないかと感じていた。 ・不公平、不平等にならないような区民祭りの形が出来上がればよい。 ・これも情報発信と合わせて検討が必要。 ・ホームページを見ると他区の催しがほとんど。東淀川区の分をもっと入れるべき。 ・ポイントは子どもをターゲットにしてその親と地域をいかに連なっていくかだと思う。 ・区民まつりはぜひ開催！東淀川区に住んでよかったと思える催しにしてほしい。	区民の方も参加しやすい仕組みづくりとなるよう、区民まつり実行委員会に働きかけていきます。 また、区民まつりの広報についても、SNS や広報紙等も活用しながら広く情報発信していきたいと考えております。	条例第9条第1項
【転入者パックについて (R2.2 部会)】 転入者パックの取組みはとても良い。一方で区内にずっと住み続けている人には渡らない。	転入者パックの内容を区HPにアップし、Twitter によるPRを行います。	条例第9条第1項
【転入者パックについて (R2.3 書面聴取)】 ・最近まで存在を知りませんでした。具体的な中身を知りたいです。区のHPに掲載はすでにされていますか？ ・転入者パックってどんなものか見てみたいです。 ・情報発信と合わせて検討が必要。 ・情報提供として素晴らしいと感じた。 ・暮らしの便利帳について、次回更新時に全戸配布が可能かどうか検討してはどうか。	転入者パックの内容をとりまとめたホームページを作成しました。新型コロナウイルスの状況が落ち着きましたら、順次SNSでも広報を行っていきます。	条例第9条第1項
【西部地域まちづくりについて (R2.2 部会)】 西部地域まちづくり協議会の委員以外の住民にも、まちづくりの情報が伝わるような取組をしていった方がよい。	事業者に対し、情報発信について可能な限り工夫するよう伝えらるとともに、区としても情報発信に努めてまいります。	条例第9条第1項
【西部地域まちづくりについて (R2.23 書面聴取)】 ・このことを知っている人が少ないのではないかと思う。伝え方を検討する必要あり。 ・情報が少ない。	・「東淀川区西部地域バリアフリーまちづくり協議会」活動状況の報告や、阪急電鉄京都線・千里線（淡路駅付近）連続立体交差事業だよりについては、区のHPで周知に努めている。 ・今後も引き続き、区のHPを活用した	条例第9条第1項

・大きくまちが変わることにより、住民は住みづらくなる危険性があるのでは…。東淀川に住み続けていくためにも開発によるメリット・デメリットを住民一人一人が考えていかなければならない。 ・議員からの助言にもあったが、協議会委員だけでなく、広く住民の意見を聞きながら取組みを進めて意識を高めていく必要がある。 ・下新庄地域として阪急の高架事業の展望がもう少し詳しくわかる場面があると今後の事を考えやすいと思います。	周知に努めていくとともに、事業者等に対し、情報発信について工夫するよう伝達する。	
【保育事業について (R2.2 部会)】 『待機児童』と『未入所児童』という言葉があり、希望する保育施設に空きがなくても一定の基準の範囲内で空いている保育施設がある場合などは、『待機児童』には該当しない。しかしながら、それぞれの家庭の状況もあることから、実際には、希望する保育施設に入所することができていない『未入所児童』の解消が課題である。	未入所児童の減少に向けた取組として、こども青少年局と連携し、保育施設の整備を継続して進めてまいります。	条例第9条第1項
【保育事業について (R2.3 書面聴取)】 ・働きやすい環境を整えることは大切だと思います。人手不足の問題はどれも切実なので。受け入れる側の人手不足の課題もあると思いますが。 ・保育設備の整備を少しでも早く進めていただければと思います。 ・区内で「待機児童」が減少しているのか、どうなのか、よくわからない。	・保育士人材の確保のため、令和3年度の職員採用募集と合わせて、こども青少年局において「臨時保育士（アルバイト等）」の登録募集を通年で行っています。 ・令和2年4月1日現在で、東淀川区における待機児童数はゼロですが、未入所児童数（利用保留数）については、対前年度比25人減となっています。引き続き、保育施設の整備について、こども青少年局と連携して進めてまいります。	条例第9条第1項
【課外学習事業について (R2.2 部会)】 とても良い事業である。4月からの課外学習事業について具体的にどのような事業なのか、周知の紙を見せてほしい。	来年度の区政会議で配付いたします。 (R2.7 部会で配付済)	条例第9条第1項
【課外学習事業について (R2.3 書面聴取)】 ・本当に良い事業だと思います。準備が大変になるかと思いますが…。 ・実施されていない地域にも情報を取り寄せ、検討の余地がある。 ・民間企業を活用することによりすべての子ども達が学力向上により生きる力を身	・本事業は、区内中学校の協力のもと空き教室を活用し実施しています。実施にあたっては、学校施設の空き教室の状況やセキュリティなどを考慮して慎重に検討する必要があることから、各学校の意見も十分に聴く必要があります。開講した3校の受講状況などを把握しながら	条例第9条第1項

に付けられれば良いと思う。また、すぐに結果として現れなくても定期的に経過報告はしていただきたい。 ・まだまだ大阪市全体や全国平均からは東淀川区の小中学校の平均点では差がある現状を踏まえて学習習慣をつける事業はぜひ継続していただきたい。	ら、実施されていない地域について検討していきます。 ・本事業は、民間事業者と協定を締結して事業を実施していますが、受講者へのアンケート等によりニーズ・傾向等の分析と効果検証を予定しており、適宜、情報の報告をしていきます。	
【地域福祉コーディネーターについて (R2.2 部会)】 令和2年度から地域に詳しく地域からの推薦を受けた方が、週2回くらい17地域の会館等でコーディネーターとして動く、ということであるが、関係機関と連携しながら調整が必要である。新事業であるので、住民からするとどういう役割かわかりにくい。コーディネーターの周知方法が難しく、いかに地域に浸透させていくかが悩ましい。	地域社会福祉協議会、各地区民生委員児童委員協議会等、区内の各地域の各種団体に対して、事業の内容、主旨、地域福祉コーディネーターの役割等について丁寧な説明を行ってまいります。	条例第9条第1項
【地域福祉コーディネーターについて (R2.3 書面聴取)】 ・コーディネーターが担うとされる『緊急時の一時的な援助』とは、具体的にはどのような援助や関わりをイメージされているのでしょうか？週に二日くらいの活動では十分とは言えないと思いますが。 ・民生委員、児童民生委員との役割が重なってしまうのではないかと思います…。 ・以前地域にはネットワーク推進員がいたが名前を変えた形で同じような役割ではないのか。 ・新事業なので試行錯誤が必要でしょう。そこから新たな課題も見えてくるでしょう。すばらしい取組だと思います。	・地域における様々な生活課題を抱えた住民からの相談への対応、緊急一時的な援助、また福祉の制度につなぐ役割を果たし、現在実施している「見守りネットワーク強化事業」で東淀川区社会福祉協議会に所属している保健・福祉・医療に関する専門的知識と経験を有するコミュニティ・ソーシャル・ワーカー（CSW）と連携して切れ目のない支援体制の構築をめざします。 ・また、地域福祉コーディネーターには民生委員・児童委員・主任児童委員でない者で、福祉相談に適切に対応できる資質を備えるとともに地域事情に精通した者を研修後配置するものとします。	条例第9条第1項
【特定検診・がん検診について (R2.2 部会)】 広報紙やポスターを見るだけでは、なかなか受診の行動に繋がらない。地域をあげて、町会の役員等が声掛けして受診を促してもらう。地域別の受診者数割合（基準日とその1年後）を比較提示するなどして、各地域における受診者増を図るなどの工夫ができればよい。	地域連絡会議等を活用し各町会にご協力をいただきながら、周知内容等を勘案しつつ、受診者増となる取組みを行ってまいります。	条例第9条第1項
【特定検診・がん検診について (R2.3 書面	・疾病の早期発見の大切さはもとより、	条例第9条第1項

【聴取】 ・早期発見は自分の為だけでなく、それ以上に家族を含む他人に負担を掛けない意味でも受診は必要だと思います。 ・各町会の班長会等で検診日程の紹介や回覧板で廻して周知してもらう。 ・ポイント制にして何らかの特典が付くようにする。 ・受診された方の「良かった～」と思えた体験談なども合わせてお知らせするとよいのではないかと思います。 ・検診については、ご本人の意思によるので受診の行動に繋げるのはなかなか困難ではないかと思います。 ・自分の健康管理は自己責任。これ以上広報しても効果は上がらない。とりあえず現状の広報紙やポスターです。	特定健診・がん検診を受診することのお得感にも着目し、啓発グッズの作成について検討してまいります。また、地域連絡会議を通じ各町会にご協力をいただきながら、回覧板による周知等、特定健診・がん検診をより身近に感じていただける広報を検討・実施してまいります。緊急事態宣言解除により7月より特定健診・がん検診が再開されますが、少しでも安心して受診いただけるよう、対策を進めてまいります。	
【いきいき百歳体操について（R2.2 部会）】 高齢化も進んでいるので、区内の居場所づくりも兼ねてどんどん広めていってほしい。認知症予防も含めいろんなケアを指導してくれる取り組みにより、ますます高齢者がいきいきと過ごすことができる。協力していきたいし、男性の協力者も増えればいい。	わくわく！いきいき百歳体操は、百歳体操を実施する住民活動に関係機関の活動を繋げ、寝たきり予防と認知症予防のメニューを組み込んでいる事業です。色々なメニューを入れることで、男性にも興味を示して頂けるように進めていきたいと思います。	条例第9条第1項
【いきいき百歳体操について（R2.3 書面聴取）】 ・如何に住民さんの主体性を引き出していくのかも課題であると思います。区役所としてもそういった視点での取り組みを進めていただければと思います。 ・地域でも教室が増え、多くの方が参加し、楽しんでおられます！ ・地域の高齢者やご家族への周知、声掛けに今まで以上に取り組んでみては良いのではないかと思います。 ・定期的にPTや健康運動指導士の派遣を行い、より効果的で楽しく継続できると良い。継続の成果として、仲間づくりや「メタボ」予防・改善にも繋がると思う。 ・非常に良い事業だと思います。応援して	・新型コロナウイルス感染症の拡大防止についての緊急事態宣言により、地域でのいきいき百歳体操の開催が中止となりましたが、5月末の宣言の解除により6月以降は感染防止の対策を取りながら、少しずつ事業が再開されています。 現時点ではまだこれまでのように積極的な事業展開を行える状況ではありませんが、ご希望の地域より順次、感染防止に留意しながら地域での百歳体操や講師派遣の再開を支援し、寝たきり予防、認知症予防に取り組んでいきたいと思います。	条例第9条第1項

いきたいと思います。 ・誰でも気軽に参加できるようになれば良いと思う（願う）。 ・区で男性サポーター養成講座を企画する。		
【自助・共助による防災・減災力の向上について（R2.2 部会）】 ホームページでの情報発信や報告大会等の開催で、他地域の取組・訓練を見える化してほしい。	・各地域でどのような防災訓練が実施されているのかをホームページ等で広く発信・蓄積し、地域で実施する訓練内容の参考としてブラッシュアップを図ることや区民等の訓練参加を促すことに繋げてまいります。 ・各地域の訓練について報告大会を開催することについても意義が大きいと考えられるので、実施に向けて調整を進めてまいります。	条例第9条第1項
【自助・共助による防災・減災力の向上について（R2.3 書面聴取）】 ・他地域の取組・訓練を見ることで、自地域の不足している部分が見えてくるから。 ・日常、各地域で努力されている内容をそれぞれが参考にできるように広めてほしい。 ・他地域の実践活動報告があればよい。 ・各地域が競争にならない程度で発信すればいいかな。 ・高齢者への訓練の強化 ・地震や台風の経験を踏まえて特に機能しなかった点については次回現実的に機能するように改善をしていただきたいと思います。避難所の開設等についても地域格差があったと考えています。 また地域的電源喪失の場合の対策等も地域にある企業の援助支援を受ける等検討していただけたらと思います。	・各地域でどのような防災訓練が実施されているのかをホームページ等で広く発信・蓄積し、地域で実施する訓練内容の参考としてブラッシュアップを図ることや区民等の訓練参加を促すこと、ひいては地域間の横の繋がりができるように情報発信に努めていきます。また、災害時の教訓についても蓄積していきます。 ・各地域の訓練について報告大会を開催することについても意義が大きいと考えられるので、実施に向けて調整を進めてまいります。	条例第9条第1項
【災害時における福祉支援（R2.2 部会）】 災害弱者（障がい者・高齢者・要配慮者）への取組を強化してほしい。	・避難行動要支援者への個別避難計画作成に向けた取組に対する支援を強化します。 ・地域主催の訓練において、災害弱者への支援メニューを盛り込んだ訓練実施となるように支援します。 ・災害時における福祉支援をテーマにした講演会を実施します。	条例第9条第1項

【災害時における福祉支援（R2.3 書面聴取）】 ・支援を求める前に、自地域の対策を見直す必要有。 ・女性専用トイレ等の配慮もほしい。 ・福祉避難所について、住民さんへ周知しておくべきではないでしょうか。発災時の無用の混乱は軽減できると思いますが。 ・避難所に移動が困難な人へのフォローや情報の伝え方の工夫が必要だと思います。 ・この議題はとても重要だと思います。目に見えない障がいをお持ちの方もいらっしゃる。 ・左記に同感です。（地域の独居老人、また障がい者の家庭、把握できればよい） ・いずれの方の支援も大切だと思う。1人ではできない方にとっては大きな力になる。	・避難行動要支援者への個別避難計画作成に向けた取組に対する支援を強化します。 ・地域主催の訓練において、災害弱者への支援メニューを盛り込んだ訓練実施となるように支援します。 ・災害時における福祉支援をテーマにした講演会を実施し、地域住民と行政職員の意識向上と具体的な支援策構築に繋がります。	条例第9条第1項
【重点犯罪の抑止について（R2.2 部会）】 ・特殊詐欺等について効果的な啓発グッズの活用等により取組を強化すべき。 ・安まちメールの登録・設定方法の説明会を開催しては。 ・防災無線を活用し、17時前に子どもの帰宅を促す放送を流しては。	・啓発グッズの活用等も含めて特殊詐欺被害対策の取組を強化します。 ・講習会や区民が集まる場等で安まちメールの登録・設定方法を周知します。 ・防災行政無線（防災スピーカー）の活用について、関係機関と調整・検討してまいります。	条例第9条第1項
【重点犯罪の抑止について（R2.3 書面聴取）】 ・食事サービス、ふれあい喫茶など高齢者が集まるところに特殊詐欺の講演をしてもらうのもいいんじゃないでしょうか。 ・メールの登録の仕方も知らない人がいる。 ・地域での会合とかを増やし、テレビでも「安まちメール」のチャンネルもあることを周知いただき、携帯に頼らなくても東淀川区のことを流すチャンネルがあることを知ってもらう地道な連絡もいるかもです。 ・今までの被害事例を掲げ、次への防止策となるようなPRは必要。17時にはこだわらないが（夏季・冬季と時間を変える）良いことだと思う。	・啓発グッズの活用等も含めて特殊詐欺被害対策の取組を強化します。 ・新型コロナウイルス感染拡大防止を念頭に置いて、可能な限り講習会や区民が集まる場等で安まちメールの登録・設定方法・テレビでも可能な旨周知、また、被害の事例等分かりやすく啓発をします。 ・防災行政無線（防災スピーカー）の活用について、関係機関と調整・検討してまいります。	条例第9条第1項

・防災無線は聞き取りにくいように感じますが、そういったご意見はないですか？		
【自転車ルール・マナーの啓発について (R2.2 部会)】 ・夜間に自転車のライトを点灯するよう啓発が必要。 ・自転車のながら運転等の近年罰則が強化されたものについて、変化が分かるような形で啓発を強化しては。	・自転車安全運転教室等の講習会や SNS 等で、夜間の自転車のライトの点灯についての啓発を強化します。 ・罰則の強化などの変化がわかるような形の啓発を検討します。	条例第 9 条第 1 項
【自転車ルール・マナーの啓発について (R2.3 書面聴取)】 ・無灯火でしかも猛スピードで走る自転車は危険、曲がり角などに看板などの啓蒙が必要だと思います。 ・防犯パトロール時、無灯の人には注意を促す。地域の掲示板にて知らせる。 ・子どもを乗せた自転車でのながら（スマートフォン等）は非常に危険なので啓発の強化 ・部会に関係なく、交通ルールに関して誰でも言える一声のようなものを作って声掛け推進するのもいいかなと思います。 ・特に自転車への安全対策は急務と思う。電動自転車が普及したが、その分スピードも上がり危険度が増している。「マナー」の啓発以上の誘導策のような対策が必要かと考える。 ・自転車のマナーが悪い。高齢者に被害が生じるケースが多発している。	・新型コロナウイルス感染拡大防止を念頭に置いて、できる限り自転車安全運転教室等の講習会や SNS 等で、夜間の自転車のライトの点灯やマナーについての啓発を強化します。 ・ながら運転等罰則の強化などの変化がわかるような形の啓発を検討します。	条例第 9 条第 1 項
【交通安全の取組について (R2.2 部会)】 ・高齢者の免許返納を促進した方がいいのでは。 ・大人が交通ルールを守るための啓発が必要。	・警察と連携し、高齢者の免許返納の啓発を促進します。 ・警察や地域と連携した安全運動や SNS 等を活用した広報啓発活動を実施します。	条例第 9 条第 1 項
【交通安全の取組について (R2.3 書面聴取)】 ・返納ではなく、運転自粛でいいのでは。 ・交通安全の原点を前面に出し、啓発する。 ・交通ルール知らない大人が多い。 ・我々ドライバーからすれば、歩行者も自転車もどしどし取り締まって欲しいと切に望みます。ホントにルール無視です。	・警察と連携し、高齢者の運転自粛を含め、免許返納の啓発に引き続き取組みます。 ・警察や地域と連携した安全運動や交通ルール等 SNS 等を活用した広報啓発活動を実施します。	条例第 9 条第 1 項

・左記に同感です。 ・強制はできないが、促進はいいと思う。 啓発以上にもう大人だから守れヨ!!		
【情報発信の強化について（R2.2 部会）】 ・SNSフォロワー数以外の指標を使ってもいいのではないか。災害や事件が発生した時に、区民の反応が良いとのことであったが、防災防犯のテーマ以外にも積極的にSNSを活用してはどうか。 ・アナログな情報媒体による発信の強化も必要である。 ・ワンルームマンションに住んでいる人や町会に繋がっていない人に、どう情報を発信していくか考える必要がある。	・全SNS（LINE・Twitter・Facebook・YouTube）に共通して「大きければよい」と言える指標で、かつ効率的に集計できる指標がフォロワー数しかないため、指標としては引き続きフォロワー数を使用します。その他のSNSごとに測定可能な数値については、運営方針の現状欄に追記し、個別の状況に応じて改善につなげてまいります。 ・SNSの利用者が多い子育て層に向けた発信も充実させてまいります。 ・SNSやHP等のデジタル媒体と併行しながら、広報紙・広報板・地域連絡会議等のアナログ媒体での情報発信にも引き続き努めていきます。单身層・マンション住民に情報が行き渡らない等、各課題について他区の取組みの状況も共有しながら対応してまいります。	条例第9条第1項
【情報発信の強化について（R2.3 書面聴取）】 ・具体的に情報発信方法の検討に、配布物、掲示板、SNSといった情報発信手段と住民属性（单身、家族、年代、趣味趣向）が合致するかといった検討。 ・世代による情報格差を埋めるための対応については情報を受け取側にも課題はありますが、発信する側としての取り組みは継続するべきだと考えています。 ・今SNSを利用した情報発信が最も重要だと思いますが、単純にフォロワー数だけで測るのは違うと考えます。フォロワー数だけではなく、投稿のインプレッション、いいねなどの反応が高いことが最も重要です。 ・では、多くの住民に情報を伝えるには、個々の住民属性に応じた情報発信を検討する必要があると考える。 ・（一般論ではなく）対象となるターゲットを分析してSNS、広報板、配布物の効果的	・令和2年度運営方針【経営課題5】の計画にTwitterのエンゲージメント率等の実績を記載しました。 ・「新型コロナウイルスの最新情報はこちら」というタイトルで各SNSのQRコードを付したポスターを広報板・区役所庁舎内に掲示しています。 ・引き続き、広報紙・広報板・ホームページ・SNSを、それぞれの媒体の特性並びに利用者属性も鑑みながら活用してまいります。	条例第9条第1項

な活用を考えてほしい。 ・SNS 等、発信者が特定できないものは信用できない。なりすまし、フェイクニュース等混乱させられる。LINE ではだめなのか。 ・区が発信する SNS を地域に繋がり、人材発掘になると素晴らしいと思う。 ・区役所の待合椅子の背中に QR コードを貼ってみる。待っているときなどほぼ携帯を見ている行動を利用。ただの QR でなく、登録したいなという引き付けるポイントが必要だと思う。民間などのフォロワーが多い所などを参考にしてみても？ ・企業との協力、発信ができないか。 ・町会員ではない方への情報発信は難しい課題です。 ・全ての住民が町会に加入できていない。要因は、町会側が積極的な入会勧誘をしていない点が考えられる。また、入会したい住民を町会側が拒否している点も考えられる。町会に伝えれば必要な情報があまねく行渡ることはあり得ないことになる。 ・町内の掲示板を整備して活用すればいい。 ・地域や区の広報紙を読んでいる方は多い。ただ、新聞を取っていない人、自治会に入っていない人まではなかなか目が届いていない。掲示板を活用すべき。ただ、限りあるサイズの掲示板なので、各事業が連携してポスターづくりをすべき。今は単体の事業が大きなポスターを作る傾向がある。 ・アナログな情報発信について。以前の懇親会で少し話をさせて頂きましたが、私の会社は道路に面して電照看板を設置しております。以前からこれを何かのお役に立たいと考えております。又東淀川区には多くの事業者さんが同じような電照看板を設置しておられます。これを利用して区役所からの情報を流したら如何でしょう。 ・マンション管理に問題があるのでは。 ・ワンルームマンションに住んでいる人を		
---	--	--

どのように町会に入っていただくかが大きな問題です。 ・私の住んでいるマンションにも自治会に入っていない人がいます。当マンションや地域の掲示板にて知らせることが1番かな。 ・若者には SNS で、SNS を使っていない高齢者には紙媒体という使い分けは大事だと考えます。町会に入っていない人に対しての働きかけとして、まずは紙媒体やネット広告などを活用して SNS をフォローしてもらい働きかけをすることが重要だと考えます。		
【出張所業務について (R2.2 部会)】 出張所で取り扱う業務の範囲を増やしてほしい。	市としては、大阪市職員数を削減していることもあり、来庁者数の少ない出張所の取扱い業務を減らす方向であります。少ない職員数で幅広い業務に対応できるような職員の人材育成等、課題があります。	条例第9条第1項
【出張所業務について (R2.3 書面聴取)】 ・区役所の予算範囲内で可能はことはお願いしたい。 ・出張所が行っている業務に何が足りないのか、具体的な業務とは何ぞや。	・出張所におきましては、窓口サービス業務を中心に、民間事業者への委託を活用しながら、証明書発行や各種届出の手続きサービスと行政情報の提供を行っていますが、納付相談等の専門性の高い業務につきましては、区役所で取り扱っております。 ・出張所での取り扱い業務を増やすことについては、現在の少人数の職員体制では対応することは難しく、職員の新たな配置が必要なところです。 ・なお、出張所業務については、出張所を廃止してサービスセンターを設置した区があるなど、市全体としては業務を縮小しています。	条例第9条第1項
【地域担当制による協働のまちづくりについて (R2.7 本会)】 ・地域活動活性化のためには、地域活動協議会と区役所、また様々な立場の人が連携して取り組むことが必要。 ・他の地域の状況を知りたい。 ・地域担当の職員と地域の関りは防災関係が中心となっているが、関係を深めること	・地域課職員、地域担当職員、地域づくりアドバイザーそれぞれの役割に応じて、各地活協が地域の状況や特色に応じた柔軟なまちづくりに取組めるよう支援するとともに、地活協と多様な活動主体との連携支援や、「東淀川みらい EXPO」等で様々な立場の方が繋がる支援を行っています。	条例第9条第1項

が必要。 ・地域づくりアドバイザーを活用し、区役所の様々な部署が連携し、地域の魅力やまちの紹介等の情報発信を進めてはどうか。	・地域づくりアドバイザーが中心となって、それぞれの地活協の地域活動を随時ヒアリングさせていただくとともに、SNS 等も積極的に活用しながら、今後も他地域の好事例や活動状況等の情報を発信していきます。 ・区民が主体となって区の魅力を発掘・発信する「魅力発見プロジェクト」に対しても、地域づくりアドバイザーがサポートし、地域活動ひいては地活協の新たな担い手育成や発掘支援をめざしています。 ・いただいた貴重なご意見も参考にさせていただき、地活協の自主的な取り組みへの、より一層の支援に努めていきます。	
【区民まつりについて (R2.7 本会)】 区民まつりを、オンラインで情報発信をしている方と地域をつなげて、これまで関わってこなかった人たちを対象とする新しい取組を来年度に向けて進めてはどうか。	区民の方が参加し、楽しんでいただける仕組みとなるよう、実行委員会とともに新しい開催の方法について検討していきます。	条例第9条第1項
【西部地域まちづくり (R2.7 本会)】 淡路駅から新大阪駅にかけては、まちが一変するような大きい変化が起こる国家的に近い取組があるが、この取組が長期化して将来像が見えにくくなっているため、そういう情報を住民と共有したり、各地域の保健福祉計画の策定の取組と併せて、協議会の取組について前向きになるように進めてほしい。	・東淀川区西部地域バリアフリーまちづくり協議会（部会）については、随時、活動状況を区役所HPに掲載し、住民との情報の共有化に努めております。 ・さらに、7月には、区役所HPへ、協議会で策定されたまちづくり構想のほか、協議会の組織や役割などについても掲載いたしました。 ・また、参加いただいている部会員から、SNSの活用の意見をいただいておりますので、今後、協議会（部会）で検討を進めていきます。今後も、部会員の方々の取り組みが進んでいくよう更なる支援を行っていきます。	条例第9条第1項
【区政会議について (R2.7 本会)】 ・新型コロナウイルスの感染症の状況もあり、区政会議をオンラインで実施する等、柔軟な対応ができないか。 ・区役所の様々な事業について分からないもの、理解できていないものがあるので、そういうものの説明を学習会でしてほしい。	・区政会議をオンラインでも開催できるように準備し、学習会で導入しました。 ・今後は、議題やワークショップの有無等をふまえて、議長とも相談しながら、オンライン開催するかどうか、会議ごとに決定していきます。	条例第9条第1項

い。	・魅力あるまちをつくろう！部会と安全・安心部会でお聞きになりたいテーマをお伺いして、学習会を開催しました。 ・今後も各委員のご希望をお聞きしながら学習会を開催していきます。	
【情報発信力の強化について（R2.7 本会）】 ・SNSや広報紙など様々な媒体を使って、ターゲットに応じた情報発信ができないか。 ・区役所の情報発信について、スピード感が遅く、最新の情報がどうか分かりにくい、欲しい情報が入ってきにくい。	・この間、コロナの状況も経験し、タイムリーな情報発信の重要性を区役所としても肌で感じているところです。様々な方向にアンテナを張り巡らせ、区民の皆様が望んでいる情報を発信するという基本的な使命を果たすよう、改めて取り組んでいきたいと思います。 ・ターゲットに応じた情報発信については、紙ベースとSNS、両面で進めていきます。 ・紙ベースの情報発信について広報紙を中心とし、それに加えて、各町会の皆様にご協力をいただいて、各班ごとに回覧をお願いさせていただいたり、区内に74基の大阪市広報板を持っており、ポスター等を掲示させていただく等、街角でもいろいろな情報を目にしていただけるよう、より一層取り組んでいきたいと思います。 ・SNSについて、新型コロナウイルス感染症に関して、この間、特にツイッターで区や市の情報に加えて、大阪府の情報や国の情報等をいろいろ発信させていただいています。SNSについては、まさにタイムリーな情報を発信できるツールですので、今後も広げていきます。 ・区役所でも青パトを持っております。地域の中を巡回しており、スピーカーからいろんなメッセージを流させていただいております。いろいろな情報を皆さんの耳からも入手していただくというような取組も継続していきます。	条例第9条第1項
【こぶしのみのり塾について（R2.7 本会）】 瑞光中学、柴島中学、中島中学の3校で開催をしていて、非常に素晴らしいことだが、3校以外の地域の中学校区の方には実	対応しました。	条例第9条第1項

際にどんなことをされているのか理解を深めたいので、見学ができる機会等があれば良い。		
【要援護者の見守り活動支援について (R2.7 本会)】 見守り活動は、地域の見守りも地域によってかなり差があるので、しっかり区役所と連携を取り、しっかり対応していく必要がある。	今年度、地域福祉コーディネーターという地域の窓口になるような方を設置するという事業を始め、全地域にとことと取り組んでおります。コロナの影響もあり、全ての地域に配置ができていない状況ですが、引き続き今年度中に全地域に配置できるように努力をしていきたいと思っています。	条例第9条第1項
【健康寿命延伸について (R2.7 本会)】 区内には歴史的な場所や建物等もあるので、17 地域ごとに区長とウォーキングする会を実施してほしい。	ウォーキングマップを作成するのに十分な歴史的建造物等がない地域やウォーキングに適したルートを容易に確保できない地域があることと、区役所のマンパワー不足の関係から、17 地域ごとの開催は難しいと考えます。 既存の区内ウォーキングイベントに区長が参加することにより、区民のみなさまと一緒に健康増進できる機会を調整してまいります。	条例第9条第1項
【その他 (教育・健康・福祉部会) について (R2.7.本会) ・いろいろな事業、施策を全体的に周知する方法をしっかりと考えてほしい。 ・コロナ対策をしっかりと考えて対応してほしい。	・(来年4月から5年間にわたる東淀川区における地域保健福祉計画を定める) 第2期東淀川区地域保健福祉計画において、現在東淀川区で実施している保健福祉施策の一覧を掲載し、HPでも公表予定です。 ・新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえながら、国等の対応方針に基づき、区民の皆様が不安を抱かないように適切に対応してまいります。	条例第9条第1項
【防災意識が高いまちについて (R2.7 本会)】 ・コロナ禍で3密を避けるために、避難所の収容人数が大幅に減少しており、重傷者用のスペースも小学校の中で準備するのは難しい状況となっているので小学校だけでなく中学校などの施設を避難所として災害時に活用できないか。 ・地域境界に隣接する住民の災害時の動きを考慮した活用方法も検討していただきたい。	・中学校を避難所に活用してはどうかというご意見については、従来であれば、小学校を優先的に避難所として開設するという形になっていましたが、コロナ禍では受入人数が減っていく状況がございます。地域境界の住民の避難も含めて中学校等も十分活用できるよう、現在、調整を進めております。 ・民間施設や市所有施設の臨時避難所としての運用について、関係先と調整を進めます。	条例第9条第1項

・地域に存在する他の施設を活用して安全に避難所運営ができるように整理をしてほしい。 ・各地域での成功事例を紹介してほしい。 ・他区や他地域の取組は広報紙、SNSで広く紹介はされているが、どのようにすれば取組が実現するのか、その方法や困難だった点も含めて情報を集約して、各地域の特性を把握している区役所に防災の取組の情報発信を強化してほしい。 ・地域と地域を結ぶ窓口としての役割を果たしてほしい。	・他区や他地域の防災の取組、成功事例についてプロセスを含めて情報発信してほしいというご意見については、区役所としても、様々な取組、特色のある取組を情報発信しながら、それぞれの地域で活用していただきたく広報紙（令和2年7月号）の中でも取組を広報しております。今後も、各地域や家庭で活用していただけるような情報を、様々な時期、場面ところを捉まえ、発信させていただきます。	
【防犯意識が高いまちについて（R2.7 本会）】 防犯カメラについては、被疑者発見や犯罪抑止にも効果があり、非常に安全・安心のために重要なツールであると思うので、未整備の箇所に今後も取付けを進めていただきたい。	・犯罪抑止、犯罪が起こったときの追跡に、防犯カメラが有効であることは強く認識しているところですが、防犯カメラ設置には経費がかかることもふまえ、継続的に地道に増やしていきながら各地域の犯罪抑止に寄与していきます。 ・警察とも連携をしていきながら、防犯カメラを活用し、犯罪抑止につなげていきます。	条例第9条第1項
【交通安全について（R2.7 本会）】 ・自転車マナーについてペナルティーがあるというところをちょっと推し進めていって、大変なことになるというような形で広報をしていただきたい。 ・あおり運転の厳罰化と絡めて交通ルールの遵守の重要性を意識させる取組を進めてほしい。	・警察と連携をしながら区役所からも自転車マナーについて、まだよく認識されていないところもございますので、様々な形での広報媒体を使いながら情報発信をして、自転車利用の方々に対して交通ルールを浸透させていただきます。 ・警察と連携をしながら区役所からも交通ルール及びあおり運転の危険性や罰則について、様々な形での広報媒体を使いながら情報発信をして、区民全般、特に運転免許持得者に対して交通ルールを浸透させていただきます。	条例第9条第1項
【消防・警察案件について（R2.7 本会）】 消防、警察が主体となるような事案についても、今後とも連携をしながら進めていただきたい。	令和2年7月1日付けで東淀川区役所、東淀川警察署、東淀川消防署の三者で締結した「東淀川区安全・安心なまちづくりに関する協定」に基づき、一層の連携を進めていきます。	条例第9条第1項

第5号関係

(4) 条例第 10 条第 1 項に基づく決議について、当該決議があった日及び当該決議の内容並びに当該決議に対し区長が措置を講じた措置の内容もしくは進捗状況、今後措置を講じないこととした場合はその理由、検討中の場合はその状況

⇒該当する決議なし

第6号関係

(5) 部会の名称、開催の日時及び場所、出席した委員の氏名並びに委員に意見を求めた事項

令和元年度 第2回 (仮称) 教育・健康・福祉部会開催概要

部会の名称	開催日時	場所	出席委員氏名	委員に意見を求めた事項
(仮称) 教育・健康・福祉部会	令和2年2月5日 午後7時～9時	東淀川区役所 3階304会議室	岡本 由美 前川 誠二 奥田 博美 床田 淳子 中根 徹 長野 秀子 野掛 みゆき 東田 卓也 眞継 義博 山内 泰典	・令和元年運営方針年度内振り返りについて ・令和2年度運営方針(案)・予算(案)について

令和元年度 第2回 (仮称) 安全・安心部会開催概要

部会の名称	開催日時	場所	出席委員氏名	委員に意見を求めた事項
(仮称) 安全・安心部会	令和2年2月10日 午後7時～9時	東淀川区役所 4階401会議室	堤下 哲也 行澤 嘉晃 上尾 敏雄 上杉 知永子 小川 恵司 高瀬 恒美 濱田 和巳 堀 智佐子 門田 宏 山下 英治	・令和元年運営方針年度内振り返りについて ・令和2年度運営方針(案)・予算(案)について

令和元年度 第2回 (仮称) 魅力あるまちをつくろう！部会開催概要

部会の名称	開催日時	場所	出席委員氏名	委員に意見を求めた事項
(仮称) 魅力あるまちをつくろう！部会	令和2年2月12日 午後7時～9時	東淀川区役所 3階304会議室	藤野 進 佐野 一廣 岩本 敬子 黒木 智之 佐藤 弘 新庄 聡美 森田 敏広	・令和元年運営方針年度内振り返りについて ・令和2年度運営方針(案)・予算(案)について

令和2年度 第1回 安全・安心部会開催概要

部会の名称	開催日時	場所	出席委員氏名	委員に意見を求めた事項
安全・安心部会	令和2年7月3日 午後7時～8時10分	東淀川区役所 3階区民ホール	行澤 嘉晃 小川 恵司 高瀬 恒美 建部 公美 濱田 和巳 堀 智佐子 山下 英治	・令和元年東淀川区運営方針 自己評価について ・今後の取組の方向性について

令和2年度 第1回 魅力あるまちをつくろう！部会開催概要

部会の名称	開催日時	場所	出席委員氏名	委員に意見を求めた事項
魅力あるまちをつくろう！部会	令和2年7月8日 午後7時～8時20分	東淀川区役所 4階401会議室	藤野 進 岩本 敬子 植原 孝廣 川崎 敦弘 黒木 智之 新庄 聡美 田中 裕 森田 敏広	・令和元年東淀川区運営方針 自己評価について ・今後の取組の方向性について